

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○道営土地改良事業計画の決定.....	(農業施設管理課)	83
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	83
○土地改良法による道営換地処分.....	(農業施設管理課)	83
○道営土地改良事業の工事の完了.....	(農業施設管理課)	83
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	84
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	84
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	84
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	85
○河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管.....	(河川課)	86

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告(2件).....	87
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	90

告 示

北海道告示第113号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成20年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
西 高 倉 経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水施設、客土、暗きょ排水) 北海道石狩支庁

穂 栄 林 田	同	同
若 葉	同 (区画整理、農業用排水施設)	同
川南1支線	特定農業用管水路等特別対策	同
新 川	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](土層改良、暗きょ排水)	同
三 軒 家	経営体育成基盤整備(区画整理、暗きょ排水)	北海道渡島支庁
斜 里 美 咲	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](暗きょ排水、土層改良)	北海道網走支庁
斜 里 三 井	同	同

北海道告示第114号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(女満別豊住地区経営体育成基盤整備(農業用排水施設、暗きょ排水、客土))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成20年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第115号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、次の地区の換地処分をした。

平成20年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 深川市多度志東地区
- 2 由仁町三軒屋地区
- 3 栗山町旭大第2地区

北海道告示第116号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195

号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年2月26日

地 区 名	事 業 の 種 類	北海道知事 高 橋 はるみ
新 八 千 代	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水）	完了年月日
同	同（暗きょ）	平成18. 3.17
		同 16.11.30

北海道告示第117号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年2月26日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町字落合1306の1、1307、1309、1310、1312の1、1314の1、1316の1、1318、1320、1321、1323、1325の1、1326の1
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡滝上町字滝ノ上原野2448の12地先・2449の13・4333（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）、2448の12、3561、3563、3567、3567の2
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字滝ノ上原野2448の12・3567（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2448の12地先、2449の13、3561、3563、3567の2、4333
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第118号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年2月26日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 解除予定保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町字新見5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年2月26日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

釧路市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 川上郡標茶町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第120号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 増毛郡増毛町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

増毛町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 増毛郡増毛町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡美幌町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡津別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、清水町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第121号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却し、又は除却させた工作物（除却を命じた船舶を含む。以下同じ。）について、同条第4項の規定により保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

なお、当該工作物の保管その他の措置に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権限を有する者の負担とする。

平成20年2月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
別表のとおり
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
別表のとおり

- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
（1）保管を始めた日時 別表のとおり
（2）保管の場所 伊達市上長和町472番1地先の長流川河川敷地
- 4 保管した工作物を返還する場合の手続
北海道室蘭土木現業所において、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権限を有する者であることを証明する書類を提示すること。
- 5 本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所
郵便番号 051-0016 室蘭市幸町9番11号
北海道室蘭土木現業所管理部管理課管理第一係 電話 0143-24-9871

別表

整理番号	保管した工作物			保管した工作物が放置されていた場所	工作物を除却した日時	工作物の保管を始めた日時
	名称又は種類	形状又は特徴 (大きさ単位：m)	数量			
1	1 栈橋	材質：鋼製、タイヤ付 大きさ：9.20×0.40	1	虻田郡洞爺湖町月浦44番27地先	平成20年1月21日 10時30分から15時まで	平成20年1月21日 16時
	2 栈橋	材質：木製、タイヤ付 大きさ：4.20×0.32	1	虻田郡洞爺湖町月浦71番1地先	平成20年1月21日 10時30分から15時まで	平成20年1月21日 16時
	3 栈橋	材質：木製、タイヤ付 大きさ：7.30×0.45	1	虻田郡洞爺湖町月浦71番1地先	平成20年1月21日 10時30分から15時まで	平成20年1月21日 16時
	4 栈橋	材質：木製、タイヤ付 大きさ：7.70×0.40	1	虻田郡洞爺湖町月浦71番1地先	平成20年1月21日 10時30分から15時まで	平成20年1月21日 16時
2	1 船舶	船舶番号：なし 大きさ：3.50×1.40 色：水色、一部茶色	1	虻田郡洞爺湖町月浦55番1地先	平成20年1月21日 10時30分から15時まで	平成20年1月21日 16時
3	1 船舶	船舶番号：200-7352 大きさ：4.65×1.40 色：水色、内部黄色	1	虻田郡洞爺湖町月浦86番4地先	平成20年1月21日 10時30分から15時まで	平成20年1月21日 16時
4	1 栈橋	材質：コンパネ 大きさ：1.80×0.90	1	虻田郡洞爺湖町月浦59番地先	平成20年1月21日 10時30分から15時まで	平成20年1月21日 16時
5	1 栈橋	材質：コンクリート他 大きさ：6.80×1.35	1	虻田郡洞爺湖町洞爺町242番地先	平成20年1月25日 10時30分から12時まで	平成20年1月25日 14時
	2 浮栈橋	材質：鋼製 大きさ：2.9×1.70	1	虻田郡洞爺湖町洞爺町242番地先	平成20年1月25日 10時30分から12時まで	平成20年1月25日 14時

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第29号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月26日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

調達をする物品等の名称及び数量は、次のアからウまでに掲げるものについて、それぞれ次のアからウまでに定めるところによるものとし、それぞれ入札を実施する。

ア 複写機の賃貸借その1

（ア）複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。）1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

（イ）調達台数及び調達予定枚数

1台 1月当たり7,700枚

イ 複写機の賃貸借その2

（ア）複写機の賃貸借

1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

（イ）調達台数及び調達予定枚数

1台 1月当たり30,200枚

ウ 複写機の賃貸借その3

（ア）複写機の賃貸借

4台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

（イ）調達台数及び調達予定枚数

4台 1台につき1月当たり フルカラー 6,900枚 モノクロ 1,700枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約期間は、(1)のアからウまでに掲げる複写機の賃貸借について、それぞれ次のアからウまでに定めるところによる。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を変更することがあり得る。

ア 複写機の賃貸借その1 平成20年5月9日から平成25年5月8日まで

イ 複写機の賃貸借その2 平成20年5月9日から平成23年5月6日まで

ウ 複写機の賃貸借その3 平成20年5月1日から平成23年4月28日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債務者の責に帰すべき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反（以下「契約不履行等」という。）をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれがないと認められること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けてないことが確認できた者であること。
- (5) 調達をする物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給の体制が整備されているものと認められること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年2月26日から3月25日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川支庁地域振興部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川支庁地域振興部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 3階
入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山

6条19丁目1番1号北海道上川支庁地域振興部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成20年4月8日 午後2時（送付による場合は、平成20年4月7日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借4台

(2) 予 定 時 期 平成21年2月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道上川支庁地域振興部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、その旨を10に定める契約担当組織に電話で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

入札は1の(1)に掲げる複写機の賃貸借その1からその3までについてそれぞれ実施するものとし、落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道上川支庁地域振興部総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5906

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured

Lease of copy machines (Maintenance services and consumable supply included, except paper and staples) :

Lease of copy machine No. 1 : 1 machine

Lease of copy machine No. 2 : 1 machine

Lease of copy machine No. 3 : 4 machines

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., April 8, 2008

(Mailed bids must arrive no later than April 7, 2008.)

C . Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Kamikawa Subprefectural Office, Hokkaido Government

Address : 1-1, 6-jo 19-chome, Nagayama, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan

Phone : 0166-46-5906

北海道上川支庁告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年2月26日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

調達をする物品等の名称及び数量は、次のアからサまで掲げるものについて、それぞれ次の(ア)から(イ)までに定めるところによるものとし、それぞれ入札を実施する。

ア 複写機の賃貸借その1

(ア) モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙、ステープル針を除く。）の供給を含む。）1台1月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

3台 1月当たり23,000枚

イ 複写機の賃貸借その2

(ア) フルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）1台1月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台 1月当たり フルカラー2,800枚 モノクロ5枚

ウ 複写機の賃貸借その3

(ア) モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙、ステープル針を除く。）の供給を含む。）1台1月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価

く。)の供給を含む。)1台1月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

3台 1月当たり11,900枚

エ 複写機の賃貸借その4

(ア) 広幅複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙、トナーを除く。))の供給を含む。)1台1月当たりの基本料金及び1カウント当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定カウント数

2台 1月当たり3,000カウント

オ 複写機の賃貸借その5

(ア) モノクロ複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。)1台1月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台 1月当たり15,800枚

カ 複写機の賃貸借その6

(ア) 広幅複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙、トナーを除く。))の供給を含む。)1台1月当たりの基本料金及び1カウント当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定カウント数

1台 1月当たり2,400カウント

キ 複写機の賃貸借その7

(ア) モノクロ複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。)1台1月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台 1月当たり18,700枚

ク 複写機の賃貸借その8

(ア) フルカラー複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙を除く。))の供給を含む。)1台1月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台 1月当たり フルカラー3,200枚 モノクロ13枚

ケ 複写機の賃貸借その9

(ア) 広幅複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙、トナーを除く。))の供給を含む。)1台1月当たりの基本料金及び1カウント当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定カウント数

1台 1月当たり3,300カウント

コ 複写機の賃貸借その10

(ア) モノクロ複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除

く。))の供給を含む。)1台1月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台 1月当たり8,100枚

サ 複写機の賃貸借その11

(ア) 広幅複写機の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙、トナーを除く。))の供給を含む。)1台1月当たりの基本料金及び1カウント当たりの複写料金単価

(イ) 調達台数及び調達予定カウント数

1台 1月当たり1,000カウント

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約期間は、平成20年5月1日から平成23年4月30日までとする。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号及び平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 調達物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速な点検、調整及び消耗品(用紙等を除く。))の供給の体制が整備されているものと認められること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(4)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成20年2月26日から3月19日まで(土曜・日曜及び祝日等の閉庁日を除く。)

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
電話番号 0166-46-4908

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川土木現業所総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 3階
旭川土木現業所会議・入札室（送付による場合は、郵便番号
079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 旭川土木現業所
企画総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成20年4月9日 午後1時30分（送付による場合は、平成
20年4月8日必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公
告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借 3台

(2) 予 定 時 期 平成21年2月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。なお、電子メールの送信による交付を
希望する場合は、その旨を電話で10に定める契約担当組織に申
し出ること。

9 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

入札は1の(1)に掲げる複写機の賃貸借その1からその11までについてそれぞれ実施する
ものとし、落札者の決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、北海道財務規則（昭
和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により当該複写機の賃貸借その1からそ
の11までごとにそれぞれ定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当
たりの賃貸借の基本料金の入札金額（単価）に、複写1枚当たりの入札金額（単価）に調
達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1
をいう。）を用いても差し支えない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次

による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-4908

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured

Lease of copy machines (Maintenance services and consumable supply included,
except paper and staples) :

Lease of copy machine No. 1 : 3 machines

Lease of copy machine No. 2 : 1 machine

Lease of copy machine No. 3 : 3 machines

Lease of copy machine No. 4 : 2 machines

Lease of copy machine No. 5 : 1 machine

Lease of copy machine No. 6 : 1 machine

Lease of copy machine No. 7 : 1 machine

Lease of copy machine No. 8 : 1 machine

Lease of copy machine No. 9 : 1 machine

Lease of copy machine No. 10 : 1 machine

Lease of copy machine No. 11 : 1 machine

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., April 9, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than April 8, 2008.)

C . Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department,

Asahikawa District Public Works Management Office

Address : Nagayama 6jo, 19chome 1-1, Asahikawa-city, Hokkaido, 079-8613 Japan

Phone : 0166-46-4908

北海道胆振支庁告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年2月26日

北海道胆振支庁長 大 杉 定 通

1 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道行政情報コミュニケーションシステムプリンタの賃貸借（12台分）一式（1月当
たりの単価）

2 落札を決定した日

平成20年 2月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 大丸藤井株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地

4 落札金額

43,600円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年 1月 4 日付け北海道胆振支庁告示第 1 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課
 - (2) 所在地 室蘭市幸町 9 番11号
-

